

平成 31 年第 6 回教育委員会議事録

平成 31 年 4 月 24 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成 31 年 4 月 24 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士
教育人事企画課長

学校整備担当部長 中村 一郎 生涯学習担当部長 安藤 利貞
中央図書館長

庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 村野 貴弘

特別支援教育課長 正富 富士夫 学校支援課長 市川 雅樹
済美教育センター
(仮称)就学前教育
支援センター
開設準備担当課長

学校整備課長 渡邊 秀則 学校整備課長 岡部 義雄
担当課

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター長 平崎 一美
所

済美教育センター統括指導主事 東口 孝正 済美教育センター統括指導主事 古林 香苗

済美教育センター教育相談担当課長 宮脇 隆 中央図書館次長 加藤 貴幸

副参事 倉島 恭一
(子どもの居場所づくり担当)

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 小野 謙二

傍聴者 1名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第 27 号 杉並区立杉並第四小学校、杉並区立杉並第八小学校及び杉並区立高円寺中学校の廃止並びに杉並区立高円寺小学校及び杉並区立高円寺中学校の設置について
- 議案第 28 号 教育財産の用途廃止について

(報告事項)

- (1) 通学路等防犯カメラの設置拡大について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 富士見丘小学校外 2 施設改築等工事に伴う基本設計及び実施設計業務受託者候補者の選定結果について
- (4) (仮称) 高円寺学園の学園章及び学園歌について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (6) 平成 30 年度「杉並区中学生小笠原自然体験交流事業」の実施報告について
- (7) 地域図書館(業務委託館)の指定管理制度への移行及び今後の取組について

目次

議案

- 議案第 27 号 杉並区立杉並第四小学校、杉並区立杉並第八小学校及び杉並区立高円寺中学校の廃止並びに杉並区立高円寺小学校及び杉並区立高円寺中学校の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 議案第 28 号 教育財産の用途廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

報告事項

- (1) 通学路等防犯カメラの設置拡大について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 富士見丘小学校外 2 施設改築等工事に伴う基本設計及び
実施設計業務受託者候補者の選定結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 仮称) 高円寺学園の学園章及び学園歌について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・・・ 16
- (6) 平成 30 年度「杉並区中学生小笠原自然体験交流事業」
の実施報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (7) 地域図書館（業務委託館）の指定管理制度への移行及び
今後の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

教育長 ただいまから、平成 31 年第 6 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案 2 件、報告事項 7 件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。まず、議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第 1、議案第 27 号「杉並区立杉並第四小学校、杉並区立杉並第八小学校及び杉並区立高円寺中学校の廃止並びに杉並区立高円寺小学校及び杉並区立高円寺中学校の設置について」、を上程いたします。学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 それでは議案第 27 号につきましてご説明を申し上げます。

本議案は平成 25 年 11 月に決定しておりました高円寺地域における新しい学校づくり計画に基づき、学校の廃止及び設置をすることとしたため、ご提案するものでございます。議案をおめくり下さい。まず廃止する学校でございます。杉並区立第四小学校、所在地が杉並区高円寺北二丁目 14-13、杉並区立第八小学校、杉並区高円寺南二丁目 40-24、杉並区立高円寺中学校、高円寺北一丁目 4-11 でございます。廃止時期は、平成 32 年 3 月 31 日としてございます。次に設置する学校でございます。杉並区立高円寺小学校、所在地につきましては高円寺北一丁目 4-11 及び杉並区立高円寺中学校、所在地は同じでございます。設置時期は平成 32 年 4 月 1 日でございます。今後の予定でございますが、本議案をご議決いただきましたら、小学校及び中学校の廃止、設置につきましては、平成 31 年第 2 回区議会定例会に、杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例を提案する予定でございます。尚、小中一貫教育校の学園名につきましては、高円寺学園とし、杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部改正により、別に定める予定でございます。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

この件はよろしいでしょうか。それでは、ないようですので、教育長、

議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第 27 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第 27 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第 2、議案第 28 号「教育財産の用途廃止について」、を上程いたします。引き続き、学校整備課長からご説明いたします。

学校整備課長 それでは議案第 28 号についてご説明申し上げます。桃井第二小学校につきましては、杉並区実行計画に基づき、施設の改築事業を進めており、本件は改築に伴う既存の北側校舎の解体に当たり、教育財産の用途を廃止するものでございます。これまで敷地、南側に新校舎建設工事を進め、新校舎は平成 31 年 3 月に竣工いたしました。今回残りの既存校舎の用途を廃止後、解体し、その跡地を校庭に整備いたします。用途廃止する建物についてご説明を申し上げます。添付した資料をご覧くださいと思います。

案内図で所在地は、杉並区荻窪五丁目 10 番 25 号でございます。建物につきましては、校舎は鉄筋コンクリート造、3 階建て、延べ床面積が 3,021.64 平方メートルとなっております。用途廃止日につきましては、解体工事に着手をする平成 31 年 5 月 7 日といたします。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

教育長 新しい校舎と体育館ができて、6 年生の卒業式に間に合いました。もう少し早くできれば、新しい校舎で勉強するという経験をさせてあげたかったですけれども、色々な事情で卒業式だけは間に合って良かったと思います。

今後この旧校舎は解体されていくわけですが、多分学校では白旗桜を残すことについても色々校内で議論をしたり、いろんな手当をしたり、それから、具体的にどういうふうに、気持ちをつないでいくかっていうことをやってきた訳ですけども、この旧校舎の解体に当たっては、何

か学校が考えていることはあるのですか。

学校整備課長 実は旧校舎については、確か保護者の方達の会を中心に、思い出のある校舎に落書きと言ったら語弊がありますがけれども、記念の絵や文字を自由書いていただくというようなイベントを、すでに昨年度に行って、そのような絵や文字が、窓であったり校舎の壁のところに書いてあると、そういったことで旧校舎を懐かしむといいますか、慈しむ、そういった考えで行ったと聞いてございます。

教育長 後の利用の予定がないから、取り壊すことになるわけですがけれども、よく廃校になった学校の黒板に何かが書いてあって、何年も経ってからも見に行くことができるようなこともあるわけですがけれども、今回解体されるということですね。それからこの仮設の体育館と、仮設の校舎の解体、それから校庭の整備、外構の整備等の予定はどうなっていますか。

学校整備課長 現在、仮設の体育館と校舎については解体に着手をしております。順次作業を進めて、それが終わった後に、この連休明けに北の校舎の解体を始め、年度内には校庭の整備が完了する、という予定になってございます。

庶務課長 他にご意見よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第 28 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 28 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

教育長 それでは引き続き、報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「通学路等防犯カメラの設置拡大について」、学務課長からご説明いたします。

学務課長 「通学路等防犯カメラの設置拡大について」、ご報告させていただきます。昨年夏に実施しました通学路等緊急合同点検の結果を踏まえて、児童の安全安心のより一層の向上を早期に進める必要があることから、東京都の補助制度を活用し、防犯カメラの設置拡大を図ることとしたものでございます。

経緯としましては、これまでも平成 26 年度から 29 年度までに、区立小学校 41 校全校の通学路を対象に、東京都の補助制度を活用しまして、各学校 5 台ずつの合計 205 台の通学路防犯カメラを設置してきたところでございます。こうした中、昨年 5 月に、新潟市において、下校途中の児童が殺害される事件が発生したことを受けまして、国におきまして、「登下校防犯プラン」を策定しました。そのプランに基づきまして、杉並区におきましても、区立小学校全校を対象に、警察官や PTA と連携しまして、緊急合同点検を行い、通学路以外も含めまして、区内 89 カ所について、安全対策を必要とする箇所を把握しました。今般東京都の補助制度が継続されることを受けまして、通学路防犯カメラの設置拡大を図ることとしたものでございます。

整備方針としましては、東京都の補助金を活用しまして、現状の 205 台のカメラに加えまして、安全対策が必要な箇所として把握した 89 カ所に、新たに防犯カメラを設置するものでございます。整備の概要としましては、89 台、期間としましては、平成 31 年度から 32 年度の 2 年間です。本当ですと 1 年間で 89 台設置すればいいのですけれども、設置するためには申請をしたりして時間がかかる関係で、今年度につきましては 30 台、翌年度につきまして 59 台設置する予定でございます。東京都の補助金としまして、設置に関わる経費としまして、2 分の 1 の補助が受けられます。

今後のスケジュールにつきましては、5 月の第 2 回区議会定例会に補正予算を提案させていただきまして、7 月に東京都の補助金交付申請を行い、12 月に設置工事を開始する予定でございます。以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

折井委員 極めて基本的な基礎的な質問になってしまうのですが、こちらの防犯カメラ、現在で 205 台ということなのですけれども、この防犯カメラは、録画をしておくということが基本で、いわゆるずっと監視をして誰か見ているという形ではないわけですかね。

学務課長 はい、そうです。

折井委員 すなわち何かがあった時に後から見るため、プラスおそらく防犯カメラを設置することによる、防犯カメラがあるということの抑止効果のためなわけですかね。ありがとうございます。

ということで、2点お伺いしたいのですけれども、今までのところ、この防犯カメラを設置することに対して、近隣の住民の方達から、何か望ましくないといったようなそういう反応があるか、ということをもまず教えていただけますでしょうか。

学務課長 設置の方向というか、それが直接家の方を映してもらっては困るとか、そういうことはあります。設置の方向を家庭が映るようにはしないでとか、そういうことはありますけれど、基本的には防犯力を高めることなので、反対するようなことはないと思います。

折井委員 ありがとうございます。では、今回もそういった近隣の方々に、ご理解いただきながら、防犯効果の高いところに設置をしていくということなのですね、ありがとうございます。

是非防犯カメラによる抑止力を上げるためにも、設置していますということを、実際に防犯カメラ自体よりも、そちらの掲示の方は、とても大事なのかなというふうに思いますので、このエリアは防犯カメラありますよ、といったように少し多めというのでしょうか、置いていただければというふうに思います。

先日も本当に、小学校のお子さんが登校途中でしたっけ、連れ込まれて暴行を受けるという、本当にこれは日本の話なのだろうかと思うような事件が起きておりますので、とにかく可能な限りそういった抑止力を高めて、そのようなことがないようにしていきたいなというふうに私も、是非よろしくをお願いをしたいと思います。

学務課長 今委員がおっしゃったように、ステッカーもつくってしまして、防犯カメラがありますというステッカーを昨年も1,000枚作りまして、各学校にお配りさせていただきました。また危機管理室でもまたステッカーをつくって、おっしゃった通りに、やはり抑止効果はカメラをつけるだけでなく、カメラを付けていますよっていうのをお知らせすることによって防犯効果を高めると思いますので、委員がおっしゃったとおりにそちらも併せてやっていこうと思っています。

伊井委員 防犯カメラの設置を追加でしていただけるということで、ありがたいなと思っています。1点は区において、区立小学校全校を対象に、警察官やPTAということで、役員会とかそういうところとともにこと細かな情報をお集めになったっていう話でしょうかということと、そ

れからカメラが付くことによって、抑止力はあるのですけれども、小学校の PTA 協議会で、うちの学校が何番目になるのかとかっていうそういうお話が話題になっていたことがあるのですよ。なので、順番的にどこを先にしていくかっていうのは、今まで付いていない所を先にしていくってというようなことがどこか書いてあったと思いますが、どこの学校からやっていくってというようなことは、どのように決められて、それで進めていくのか、これからの取組の方向性みたいなものが決まっていたら教えていただきたいです。

学務課長 まず、合同点検につきましては、学校によってちょっと人数が違うのですけれど、PTAの方が4名来ていただいたり、3名来ていただいたり、その他学校の先生も来ていただいたり、教育委員会学務課が行ったり、警察が行ったり、学童クラブの人が行ったり、土木事務所の方が来ていただいたり、多いところだと、学校でも10名ぐらい参加いただいたところもありますので、10名前後、大体ご参加いただいているっていうふうな内容でございます。それと順番なのですけど、本当はなるべく早く89台を1年間で付けられればいいのですけれど、どうしても申請したりする関係で、今年度につきましては30台。残りを59台としています。30台今年度付けられる所と、来年度になってしまう所の線引きとしましては、通学路防犯カメラの設置は今、各学区5台ずつなのですけれど、その他に、街角防犯カメラというのを危機管理対策課で全部で294台付けています。それと学区の面積を比べまして、カメラの少ない学校を先に30台付けさせていただこうかなと思ってございます。

伊井委員 大変行き届いた配慮をいただいて実施いただくようですが、いろんなことが起きる、想定のできないような事件が起こったりしますので、是非抑止力になるといいなと思っております。よろしく願います。

對島委員 通学路の防犯カメラということでここに書かれてはいますが、活用の面で例えば夜間の不審者、変質者、そういった部分の町の安全を守るような部分での活用ももちろん可能というふうなことでよろしいでしょうか。

学務課長 今までの205台については通学路だけだったのですけど、今回通学路以外も認めていただいたので、一部分通学路じゃないところも、子

どもたちが学童クラブに行ったりとか、そういうところでもやはり危険性がありますので、そういうところも含めて、今回の危険箇所 89 台というのは、もちろん夜間も含めてカメラで撮っていくという形でございます。

折井委員 すみません、なにかあっては欲しくないのですけれども、例えばちょっと付きまとい的なものがあったりだとか、何かちょっと望ましくないことが起きたときに、それは区の方で管理している防犯カメラというふうに思うのですね、それは警察と連携をして、例えば捜査に生かすとか、そういったようなことも考えてらっしゃるのでしょうか。

学務課長 当然、何かあれば、警察から提供の依頼があれば、ご提供させていただきますような形にはなると思います。

折井委員 警察からの依頼があった場合というふうにおっしゃったのですけれども、こちらから例えば、親御さんが自分の子どもに何か声をかけられる、繰り返しかけられたと、それはおかしいといったような申し出が学校にあった際に、学校から教育委員会に連絡いきますよね。そうした場合には、例えばこれはちょっと危ないなっていう時には、警察にも言うということなののでしょうか。それとも警察側からの何か申し入れがない限りは出さないということなののでしょうか。

学務課長 区が見ることができるのですけれども、対外的に出すのは警察から依頼があった場合に出すっていうふうな形になると思います。もちろんそういうことがあったら、警察にも当然ご相談なりがあるでしょうから、こちらとしても連携してやっていきたいなと思っています。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので報告事項 1 番につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは報告事項 2 番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは杉並区学校運営協議会規則第 3 条第 1 項に規定に基づき、学校運営協議会委員の任命についてご報告させていただきます。資料にあります下記 1 名の委員について 5 月 1 日に任期を 2 年として任命するものであります。委員の経験としては 1 期目、新規の任命で保護者枠として、校長推薦となっております。2 枚目には参考として、当該小学

校の全体の委員の人数がついておりますので、後ほどご参照いただければと思います。私からは以上です。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

教育長 この方はどういう方ですか。

学校支援課長 学校の PTA の学級部長ということで、過去 2 年間は副会長をなさっていた方が今年度の学級部長になられたと聞いております。昨年は PTA 協議会の運営委員会もなさっていたということです。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは報告事項 2 番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは報告事項 3 番「富士見丘小学校外 2 施設改築等工事に伴う基本設計及び実施設計業務受託者候補者の選定結果について」、学校整備課長からご説明いたします。

学校整備課長 当該富士見丘小学校・中学校及び学童クラブになりますが、この施設の改修工事に伴う設計の受託候補者の選定を行ったという報告でございます。公募型プロポーザルによりまして募集を行いましたところ、8 事業者から応募がございました。応募事業者につきましては、プロポーザル選定委員会の条例に基づき、設置をいたしました選定委員会において、選定結果を踏まえ、3 月 28 日に決定を行ったところでございますが、しかしその後、当該委員会の構成が、条例の定める要件を満たしていないことが判明いたしましたことから、改めて選定委員会を設置し、審査をしてきたところでございます。これに基づき、新選定委員会で審査をした結果、以下の事業者が受託者候補者として選定をされ、その結果報告を受けたため、当該受託者候補者を契約締結に向けた協議及び手続きを進めるということにいたしましたので、報告を申し上げます。

選定事業者の概要でございますが、事業者名は株式会社山下設計、代表者、所在地は記載の通りでございます。選定経過につきましては、1 枚おめくりいただきまして、点数表が一覧としてなっておりますが、評価基準等を定め、応募があった 8 事業者につきまして、審査を実施し、得点の総合計 6 割以上でかつ最上位の事業者、この場合には 800 点満点で 690 点を獲得した A 社、これが山下設計になりますが、こちらを事業者として選定したものでございます。選定の結果については記載の通り。選定委員会

の構成については4名の選定委員会の方に選定を行っていただきました。お名前等については記載の通りでございます。

今後の主なスケジュールですが、4月中下旬にですね、契約の締結に向けた協議を行った後、実際に設計業務を開始していただいて、平成33年2月までに設計業務を完了という予定になってございます。私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただ今の説明つきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いをいたします。

伊井委員 以前に、大宮前体育館の時だったと思いますが、プロポーザルのこのような場面を公開しているところに出させていただいたことがあります。8社というのは、私も専門的な知識はないですが、結構多い方だったのではないかなということと、その中から選ぶことができたということは、良かったのではないかなというふうに思います。1つお伺いしたいのですけれども、2ページ目で、ずっと各項目ですね、第一次審査も、第二次審査も、山下設計さんが高得点を獲得しているということは、よくわかります。他と同じポイントもありますが、ほぼトップをずっと獲得していて、1つだけ経営状況というところが、他のE社、F社は32ポイントのところは24ポイントということです。たぶん、他の項目での提案が、経営状況を更に上回るような、何か前向きなことがあったのかなというふうに思いますが、その課題提案のあたりでどのような、決定基準、決定事項があったのか、差支えのない範囲でお伺いできればと思います。

学校整備課長 最初にお話しがあった通り、8社応募があったということですが、確かに非常に多い業者だったかなと思います。通常の場合ですと、単独の改築の時には、いわゆる指名競争入札ということで価格だけで行うということがございました。残念ながら途中で計画が変更になりましたが、杉一小についても同じなようなプロポーザルをして、その時は8社まではいかなかったのですが、今回の富士見丘の場合には、小学校と中学校のいわゆる2校分で、かなり規模が大きい、なおかつ高井戸公園という大きな公園に面して、非常にロケーションが良いというようなことで、設計会社としてもその辺を魅力だというふうに感じていただいて、応募されたものというふうに考えてございます。今ご指摘があった通り一

次審査の中で経営状況うんぬんのところがあるのですが、これはあくまでも普通に経営なさっていれば、中間の評価だと 24 点になるのですが、さらに経営状況的に何かポイントがあれば、少し上がる下がるというところで、決して何か劣っているという意味では全くなくて、かなり最大手の設計会社さんでございますので、特に経営状態はすべて問題はないという前提でございます。今回はあくまでもコンペと違って例えば、設計案を比較してやるということではなくて、今から設計を行うにあたってどういう体制で、例えば経験だとか、今まで他の地区だとかで培ったものをどう富士見丘のケースに生かしていくのか、そんなところをかなり力説されてプレゼンなんかもやっていただいたので、そういったところでかなり高評価を得たのではないかとというふうに分析はしているところでございます。

伊井委員 ありがとうございます。今後の設計が楽しみにになります。よろしくお願いいたします。

教育長 3月28日に候補者決定を行った後、選定委員会に構成上の瑕疵が判明したということで、再度選定委員会を設置しなおしたという一連の手続きについては、適切に行われたというふうに考えてよろしいですか。

学校整備課長 今もご指摘いただいたとおり、条例上は、本来ですと外部委員と内部委員を半数以上外部の者をとるところで、3名ずつにしたのですが、そのうち今回委員で残していただいた済美教育センターの相談員をしていただいています熊耳委員につきましてはやはり外部という扱いではなく、内部ではないかというようなご指摘といたしますか、疑義が生じたので、それに瑕疵があるのだという判断をして、一度決定は行いましたけども、その決定を廃止して、改めて新選定委員会を条例の規定に基づき設置をして、改めて審査をしたということですので、正規の手続きを踏んで瑕疵の治癒を行ったというところでございます。

教育長 そういう手続きについて、参加した業者からなんらかの疑義があげられているというようなことはありますか。

学校整備課長 結果につきましては、一度事業者に通知をした後に変更になったということがありましたので、直接事業者の方に連絡をとりまして、本来ですとお会いをしてご説明をしてということで申し上げたのですが、各事業者とも、おいでいただかなくて結構ですと、文書でご通知い

ただければということで、内容については電話口での説明ですが、その中ではご理解をいただいたという認識でございます。

教育長 了解を得たということですね。

学校整備課長 はい。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項4番「(仮称)高円寺学園の学園章及び学園歌について」、引き続き学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 私から、(仮称)高円寺学園の学園章及び学園歌につきましてご報告を申し上げます。平成32年4月に開校いたします杉並区立小中一貫教育校(仮称)高円寺学園、先程議決をいただきまして、廃止と設置をやっていただきましたけれども、ここの新しい学校につきまして、学園章と学園歌について、高円寺地域における新しい学校づくり懇談会の意見等を参考に決定に至ったということでご報告を申し上げます。

まず学園章でございますけれども、統合する3校の児童生徒から募集したイメージ等を参考に、女子美術大学の先生に制作を依頼して、案をお作りいただきました。その案につきまして、近隣の小中学校、更には保育施設等、これから学校に入学をされる方達を対象としたアンケートを行って、その結果に検討を一部加えて、決定を見たというところでございます。検討委員会での主な意見としては、杉並というようなイメージがわかりやすい、または今までの校章にも形が近くてよろしいのではないか、というところの意見をいただいたところでございます。デザインにつきましては、円をモチーフにして3つの学校が一つになるというようなことをイメージされてデザインをしていただいたというところで、杉四小、杉八小、高円寺中がそれぞれ力を合わせて今後一緒になっていくというようなことを示したというデザインになった、というものでございます。

次に学園歌でございますけれども、統合する3校の児童生徒から募集した学校のイメージ等を参考に、桃井第一小学校の音楽教諭でございました筒井雅子先生、合唱作品の作詞・作曲さらには、他県でございませけれども校歌の作成の実績もお持ちでございますので、お願いを申し上げて今回お作りいただいたというところでございます。懇談会で出た主な意見等につきましては、高円寺の地域で育っていくというような印

象がいいのではないか、またはデモのテープも実際に筒井先生のお声でお出しいただいたものがあるのですが、それを聞いた際には、非常に耳になじむ曲であると、そのようなご意見をいただいたものでございます。歌詞の内容については、このとおりになっております、副題が「学び舎高円寺」というものになってございます。

3番、その他ですが、学園章及び学園歌につきましては正式には平成32年4月1日の新しい学校の設置に併せて正式に制定をするという内容でございます。私からは以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして。ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 素敵な学園章、そして学園歌になって本当に良かったなと思います。先日NHKの「チョコちゃんに叱られる」で校歌はなぜ作られたのかというのがありましたけど、明治の学制になって以来、全国の学校で校歌が制定されており、そして現在に至っているということで、今回も学園章、学園歌ということで本当につながっているなと思いました。改めてその意義役割について考えさせられました。私自身もかつて立川市の新設校に赴任したことがありまして、学校をゼロからつくり上げていくことや、あるいは校章、校歌の制定にも自分も関わりました。その時にあらためてその校章、校歌の持つ意味も、自分でもよくわかった、そんな中でまさに高円寺学園を新しい出発と、この素敵な学園章、学園歌のもとで、子どもたち、教職員、そして学校、保護者、地域が一体となって、素晴らしい学校をつくり上げていくことを心から願っています。これからもよろしくお願いいたします。

学校整備課長 ありがとうございます。

對島委員 先ほどのお話しで、高円寺小学校と高円寺中学校というのが別々に、今学校が設置されていて、高円寺学園になるという話だったと思うのですが、この校歌と学園章に関しては、ひとつを両方の学校が共有して使うということなのでしょうか。

学校整備課長 今回、条例上は、正式には高円寺小学校と高円寺中学校、あくまでもそれぞれ小学校、中学校でございますけども、小中一貫教育を行うというようなコンセプトのもとに、高円寺学園という名称をつくった上で、校章も校歌もひとつというところで9年間の学びの連続性を重要視

した学園だというところでひとつにしたというところがございます。

對島委員 私も以前に、統合新校に関わったことがございまして、ここま
でくるのは本当に大変だったろうなと思いますが、やはり地域の皆様方
と、一緒につくっていくというのがとても大事だと思います。皆様の懇談
会でここまできたということを本当に尊重して、これからいい学校がで
けるといいなと思っています。

学校整備課長 ありがとうございます。

教育長 学び舎っていう発想は、高円寺地域の小中一貫教育校を検討する
より前から高円寺シップとって地域や学校を支えていく、あるいは学
校と地域とともに子どもの成長を支えていくという取組をずっとやって
きたわけですね。その時によく使われたコンセプトが、この学び舎とい
う考えだったわけですね、そういう意味では、そういったその考えが継承
されていて、良いことだなというふうに思います。杉四小と、杉八小のど
ちらかが母体になるのではなくて、新たに生まれる学校なのだっていう、
学校を新たにつくっていくときの最初の考えが、ここだったわけですね。
どちらかが残るということではなくて、高円寺地域に、新しい学校を作る
のだ、あの地域の方々の思いを、こういう校章とかあるいは学園歌に集約
されているかたちになっていくということは、久保田委員からお話あり
ましたけども、長い年月かかったけれども、ここまでまとめていただいた
皆様に、改めて感謝したいと思います。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので報告事項4番につきましては以上とさせて
いただきます。

それでは報告事項5番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認につ
いて」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは平成31年3月承認分の教育委員会共催・後援
名義使用承認についてご報告をいたします。

3月分の合計でございますが、全体で27件でございます。定例新規の
内訳は、定例が25件、新規が2件でございます。共催・後援の内訳は、
共催が10件、後援が17件でございます。新規の2件でございますが、3
ページをご覧ください。生涯学習推進課社会教育センター受付分ござい
ます。新規の後援で、団体名が遅野井川かっぱの会、事業名が「生き物し

らべ大作戦～ささぶねレースと生き物缶バッジ作り～」でございます。あともう1件が5ページでございます。新規の後援で、団体名が、東京人権擁護委員協議会、事業名が「2019年度第26回子どもたちの人権メッセージ発表会」でございます。私からは以上です。

庶務課長 それではただ今のご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 ただ今ご説明がありました、新規の遅野井川かっぱの会のなされた取組ですね、3月21日、去年は遅野井川で水路の施設が完成して、子どもたちも思いを寄せて、区長にお願いをして、そして実現をした遅野井川の水路なのですけれども、そこにずっと関わっていらした方々の代表者の岩渕さん、たまたま個人的にも存じ上げているのですけれども、その流れの中で、完成した子どもたちの喜びとともに、このようなバッジっていう、ささぶねレースと生き物缶バッジ、すごく楽しそうな取組が実施されて、またこれからの子どもたちの遅野井川の水路施設への思いも深まったのではないかなど、地域の方々にアピールする良い機会になったのではないかなと思います。これからもずっとここを維持していくためには、様々な子どもの思いもそうですけれども、様々な方のお力添えをいただく必要があると思いますので、これからもずっとそのようなたくさんの方々、地域の方々を巻き込んだ良い取組ができるといいなと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

生涯学習推進課長 今回定員は一応30名ということで募集しておりますけれども、44名の方が参加して、非常にお子さん方も楽しまれた事業になったという報告を受けております。今後ともこのような事業につきましては支援をしてまいりたいというふうに考えております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項5番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは報告事項6番「平成30年度『杉並区中学生小笠原自然体験交流事業』の実施報告について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事（古林） 私からは、平成30年度杉並区中学生小笠原自然体験交流授業を実施いたしましたので、ご報告させていただきます。本事業ですが、杉並区次世代育成基金を活用した授業となっております、こちら資料

の目的にもありますように、世界自然遺産である小笠原の貴重な自然体験や、自然に育まれた文化を通して、子どもたちの豊かな人間性を育むことと、自然体験を通じ、各学校、地域における環境保全活動の推進役となる世界的視野で、持続可能な社会を考えることができる生徒を育成することを目的として、平成31年3月22日から27日まで5泊6日を実施いたしました。派遣者ですけれども、区内在住中学生第1学年から第3学年までの30名でした。また引率につきましては、対島教育委員をはじめといたしまして、資料にありますメンバー計10名が参りました。主な内容ですけれども、小笠原についての興味関心を高め、知識理解を深めるための事前学習を3回行いました。現地におきましては、様々な自然体験、また父島の方々との体験を通じた交流、そして事前学習で設定した課題の追求等、本当に充実した毎日を過ごしてまいりました。最後に今後の取組ですが、各自及びグループで設定しました課題に対する学習内容ですとか、成果についてまとめる事後学習会を本日スタートして、3回実施いたします。またその内容を7月6日土曜日の成果報告会にて発表する予定になっております。またその後については、各生徒が学校や地域での環境保全活動に積極的にに関わり、成果を還元していければと考えております。私からは以上です。

庶務課長 ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

対島委員 一緒に行かせていただきました。私は4年前に3期生とも一緒に1回行っているのですけれども、前の子たちが悪かったという意味ではなくて、やっぱり最初3期生は、まだプログラム自体も3回目だったのが、今回7回目になってくると、非常にそれが浸透しているなということを、参加している子ども達から感じることができました。最初の頃は、学校も派遣生を出しても、その後ちゃんとまとめていくとがもしかしたらできていなかった学校もあったかと思うのですけれども、最近きちんと校内でも発表をする機会なんかをたくさんつくっていただいているようで、子ども達が1回目の学習会のときから自分たちは何をしに来ているのかということが非常によくわかっていて、当然学びにきているのはもちろんですけれども、初回の時から、もうすでにだいぶ前の新聞の切り抜きをずっと持っている子がいたり、すでに自分でノートを作って、ある

程度まとめたのを持ってきている子がいたり、本当にそういうことをしなきゃいけないっていうのはわかっていて参加しているっていう子が非常に多くて、その時点ではすごいな、多分前の時には、旅行気分まではいかないですけど、ちょっと行ってみたいぐらいの子もいたような覚えがあるのですけれども、今回は先輩の発表をみて、自分たちが何をしに行っていて、どうまとめなきゃいけないかっていうのをわかった上で参加しているっていう感じがしまして、それはやっぱりずっとやってきた積み重ねってことなのかな、と思いました。行きの船の中で、実は甲板で中学生の子達といたときに、ちょっと年配の方に、杉並区なんでしょ？と声をかけられました。実は杉並区に住んでいるんだ、というようなことを言われて、新聞とかでみたことがあるけど、君たちは小笠原に行くんだよねっていうことを声をかけていただきまして、おじいちゃんもおばあちゃんもお孫さんが今度中学校に入るのだけど、うちの子たちはどうやったら行かせてもらえるかな、というような話をしたりしながら、非常によく区民の方にもだいぶ浸透してきているのかなという感じがいたしました。子どもたちの最後のまとめ、最後の船の中でどんなことがあったかというのをまとめる意見の中でも、たとえば、綺麗な海が見れてよかったとか、クジラに会えてよかったとか、そういうことを言うのかなと思ったら、それだけではなくて、島の人達が自分たちに伝えてくれたことをみんなに伝えていきたい、そういう使命を持ったとか、授業で聞いている持続可能な社会へつなげるっていうことの糸口が見つかったというような意見を言う子もいたり、非常に学びの深い子達と出会えて、非常に私も嬉しく思いました。事前学習とか、向こうでの学びも通して、非常に日頃の授業の中の主体的、対話的な深い学びというのもすごく身につけている子達だなと思います。ちょっと振ってもすぐに意見交換ができるとか、人の意見を否定するのではなく、自分の意見を重ねることができるとか、そういったことがとても身につけている中学生達だなと感じました。この子達が一生懸命学んできたことを広げていってくれることで良いものが伝わっていけば良いと思いますし、それぞれの学校の中でも良い啓発材料になったりとか、それから区に戻って来ての反響とかに関しての気持ちの考え方の違いだったりとか、そういう良い方向に広がっていけばいいなと思います。成果報告会、私も楽しみにしているのですが、是非多くの

方に来ていただきたいなと思っております。

統括指導主事（古林） ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それではないようですので報告事項 6 番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは報告事項 7 番「地域図書館（業務委託館）の指定管理制度への移行及び今後の取組について」、中央図書館次長からご説明申し上げます。

中央図書館次長 私からは、地域図書館のうち業務委託館の指定管理者制度への移行、及び今後の取り組みについて、ご報告いたします。すでにご案内の通り、地域図書館については現在 12 館のうち 6 館で指定管理者制度を導入いたしまして、残り 3 館が直営、もう 3 館が業務委託を行っているというところでございます。このうち業務委託を行っている 3 館につきましては、平成 31 年度末で、委託期間が満了となるということから、行財政改革推進計画に基づきまして、一層の業務の効率化とサービス向上を図るという目的のために、指定管理者制度に移行いたしまして、この度 3 館を一体的に運営する指定管理者候補者を選定するということといたしましたので、ご報告いたします。対象は南荻窪図書館、下井草図書館、今川図書館の 3 館でございます。指定管理期間としましては、平成 32 年の 4 月 1 日から平成 37 年の 3 月 31 日までの 5 年間と、考えております。また選定方法は公募型プロポーザル方式といたしまして、選定委員会を設置して選定いたします。その他といたしまして、行財政改革推進計画に基づく中央図書館の業務委託内容の見直しにつきましては、本年 6 月を目途に決定することと考えております。今後のスケジュールといたしましては、6 月に選定委員会を設置いたしまして、指定管理者候補者の公募を 7 月まで行い、また 10 月頃に、指定管理者候補者を選定いたしまして、11 月の第 4 回区議会定例会で、指定に関する議案を提出する予定となっております。来年平成 32 年の 4 月から指定管理者による運営を開始する予定でございます。

参考資料をお付けしております。こちらが区立図書館 13 館の運営形態が一表になってございます。上の 3 館が今申し上げた業務委託館 3 館でございます。中ほどの方に、成田図書館から永福図書館までのこの 6 館が現在指定管理者による管理となっております。こちらが 6 館とも平成 32

年度末で指定管理期間が切れるということになります。このうち永福図書館につきましては、現在永福三丁目複合施設に移転改築をするということが進んでおりまして、平成 33 年度から新たな図書館としてオープンするというようになっております。

そのほか、柿木図書館につきましては、現在直営ですが、改築に合わせた運営形態等を今後検討してまいります。また高円寺図書館につきましても、施設再編整備計画等で、平成 36 年度から杉八小学校の跡地の方に、移転改築というようなことを予定しているものでございます。その他 1 番下ですが、中央図書館は現在改修に向けて休館中となっておりますが、平成 32 年の 9 月からリニューアルオープンを予定しているところでございます。以上でございます。

庶務課長 それではただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

對島委員 これ改めて見て、平成の時代にこんなにたくさん図書館ができていたのだなというのを感じました。高円寺も直営からゆくゆくは移転のときに、指定管理になるっていうのが書いてありますが、図書館の機能的に直営が一番いいのではないかという意見がときどきあると思います。そういう中で、委託の 3 館を指定管理にすると利用者と働いている人たちへのメリットというのは、どういうところにありますか。

中央図書館次長 委託館を指定管理館にするメリットですけれども、毎年行っております図書館の評価でございますが、そちらにおきましては委託館もそんなに悪くはないのですけれども、やはり指定管理の方が区民からの評判もよろしいですし、実際運営上の色々な面での評価の点数なども高いというようなことで今後指定管理に移ることによってそういうことが期待できるのではないかとということが 1 つございます。それからやはりコストの面で、やはり指定管理の方が優れているということでございます。また現在の枠組みですと、図書館司書の人数などにつきましても、指定管理者の方が、やはり手厚い配置というかですね、そういうようなことになっておりますので、そういった面から言って、やはりメリットがあるのではないかというふうに考えているところです。区民の方々につきましても、それなりに評価をされているというようなところがやはりメリットかなと思っております。

對島委員 このあと、区民の方々への説明というのでしょうか、ご理解いただくような機会というのはどのようなになっているのでしょうか。

中央図書館次長 こちらにつきましてはですね、指定管理者に対するそういった移行をしていくというようなことにつきましては、やはり図書館協議会といったようなところにもご説明をした上で、やはり広報活動とか、そういったようなことを今後ホームページ等も含めましてやっていくということは考えております。

伊井委員 指定管理にするのにあたり、3館一緒に1つの指定管理者にされたという解釈でよろしいですか。

中央図書館次長 はい。

伊井委員 この3館一緒にというあたりは、その連携とか色々な面で運営しやすいとか、サービスが行き届くとか、そういった何かメリットがある、運営上何か利点があるということなのではないでしょうか。すみません、基本的なことを聞いているかもしれませんが。

中央図書館次長 今回3館一緒に一体的に運営するということですが、従来先程の参考資料にございましたように、地域ごとに2館ずつ、1つの指定管理者が現在まで管理をしていたということですが、今回は委託事業を行っている3館を一体的に行うということで、当然先程のコスト面についても、スケールメリットが、やはり生かされるのではないかとこの期待というものがひとつあります。それと同時に、やはり運営上も、1つの事業者が複数の館を持つことによりまして、人の配置ですとか、そういったようなところが、非常に楽になってくるというようなことがひとつ考えられます。また施設管理というものも、ソフト面だけではなくてハード面の管理というところも指定管理者が行いますので、そういった面でも、やはり効率化を図れるのではないかと、というようなことで考えていることになります。

伊井委員 わかりました、ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは報告事項7番につきましては以上とさせていただきます。以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、本日予定しておりました日程は終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会の開催日程についてでございますが、5月8日（水曜日）午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 ありがとうございました。本日の教育委員会を閉会いたします。